

一般財団法人土浦市産業文化事業団国旗及び市旗の取扱い に関する規則

(平成29年5月12日規則第7号)

(趣旨)

第1条 一般財団法人土浦市産業文化事業団（以下「事業団」という。）が管理運営する市の施設において掲揚する国旗及び市旗（以下「国旗等」という。）の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

(掲揚基準)

第2条 事業団が管理する施設（掲揚台の無い施設を除く。）では、国旗等を毎日（休日を除く。）掲揚するものとする。ただし、雨天、強風などの天候等の状況に応じ掲揚することが困難な場合を除く。

(掲揚の時間)

第3条 国旗等を掲揚する時間は、原則として、始業時から日没までとする。

(掲揚方法)

第4条 国旗等の掲揚は、次の各号に掲げるとおり行うものとする。

(1) 国旗と市旗を合わせて掲揚する場合

ア 旗の大きさは、同一のものとする。ただし、同一のものがないときは、国旗が大きいものとする。

イ 国旗を上位とし、正面に向かって左を国旗、右を市旗とする。

ウ 竿により交差して掲揚するときは、国旗が左になるように配置し、旗竿と旗竿との接点では、国旗の竿を手前側とする。

(2) 国旗及び市旗並びに他の旗を合わせて掲揚する場合

ア 旗の大きさは、同一のものとする。ただし、同一のものがないときは、上位に掲げるものより大きいものとならないようにすること。

イ 他の旗が五輪旗又は敬意を表すべき外国旗のときは、国旗より上位に掲揚し、正面の中心とすること。

ウ 市旗より他の旗に敬意を表す場合は、正面に向かって右側に配置すること。

(3) 弔意を表す場合

ア 「半旗」又は「冠頭を黒布で被う」方法によること。

イ 半旗の掲揚は、いったん冠頭まで揚げてから旗の縦又は横の長さ分だけ降し掲げるものとし、降納もいったん冠頭まで揚げてから降ろすものとする。

付 則

この規則は、公表の日から施行する。